## 審查基準整理票

| 処 分 名                                    | 教育支援ルーム・ことばの教室への通級の決定 |        |          |
|--|-----------------------|--------|----------|
| 根拠法令名                                    | 大津市教育支援センター条例         |        | (条項) 第5条 |
| 基準法令名                                    | (条項)                  |        | (条項)     |
| 所 管 部 署                                  | 教育委員会 教育支援センター        |        |          |
| 標準処理期間                                   | 3週間程度                 | 法定処理期間 | 日        |
| 【審査基準】・文書の名称【                            |                       |        |          |
| · 掲                                      | 載図書等【                 |        | 1        |
| ・内 容 □全部記載 □一部・項目のみ記載                    |                       |        |          |
|  |                       |        |          |
| 参考                                       |                       |        |          |
| [根拠法令]                                   |                       |        |          |
| 大津市教育支援センター条例 〈抜粋〉                       |                       |        |          |
| (教育支援ルーム等への通級)                           |                       |        |          |
| 第5条 教育支援ルーム又はことばの教室へその子どもを通級させようとする保護者は、 |                       |        |          |
| その旨を教育委員会に申し出て、教育支援ルーム又はことばの教室への通級の決定を   |                       |        |          |
| 受けなければならない。                              |                       |        |          |
|  |                       |        |          |

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書 等の縦覧をもって代えることができる。